

(3) 車両の誘導方法及び荷さばきスペースの運用方法（案）

① 誘導員の配置と本部の設置

- ・実験対象道路の入口に、自動車の侵入を抑制するための誘導員を1～2名配置する。
- ・南北区道に路上駐車しようとする車両に声掛け及びチラシとアンケートを配布するため、誘導員を各区間に1名程度、計4名配置する。
- ・荷さばきスペースに、荷さばきスペースを運用するための誘導員を1名配置する。
- ・全体の管理及びトラブル時の対応のため、本部を設置する。
- ・誘導員は、トラブル等発生時には監督員又は本部に連絡し指示を仰ぐ。
- ・トラブルや特筆すべき事項等があった場合は、誘導員は「誘導状況記録票」にその内容を記録する。

② 誘導員と本部の役割

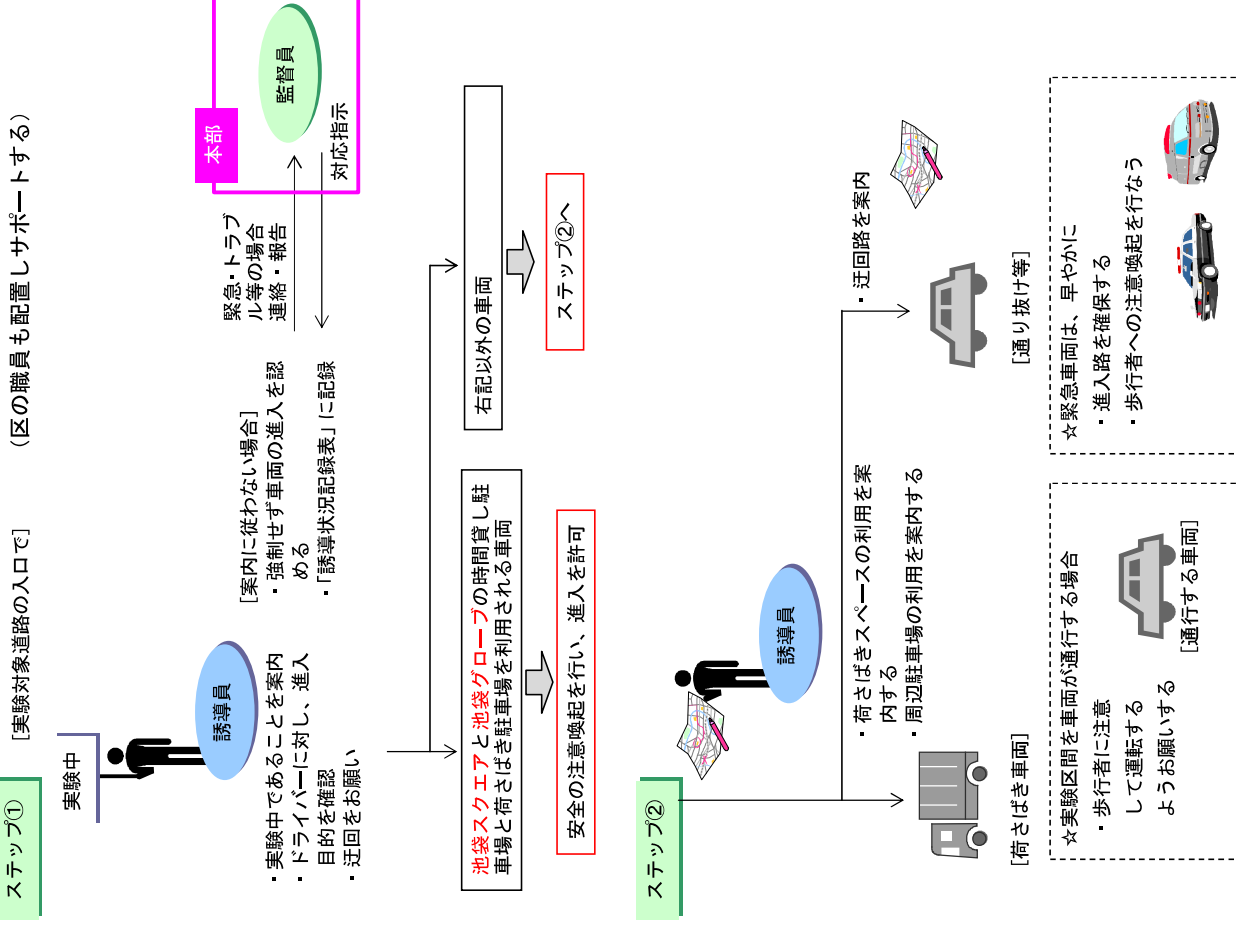
誘導員

- 実験対象道路の入口（車両進入抑制）
 - ・自動車に実験中であること及び迂回をお願いするプラカードを掲示し周知する。
 - ・必要に応じてドライバーに声掛けし、チラシを配布して説明し、迂回をお願いする。
 - ・荷さばき車両のドライバーに対しては、荷さばきスペース又は周辺のコインパーキングの利用を促し、場所・経路を案内（地図等をチラシに記載）する。
 - ・荷さばきスペースを利用するドライバーには、「利用証※詳細後述」を配布する。
- 荷さばきスペース
 - ・荷さばきスペースに来た車両に対して、チラシを配布し実験内容や利用ルールを説明する。
 - ・歩行者等の安全確保と駐車場の一般利用者の迷惑にならないよう、駐車マスへ誘導する。
 - ・「利用証」を持っていないドライバーに対しては、普段南北区道に駐車している荷さばき車両であるか確認を行い、利用証を配布する。
 - ・荷さばきスペースの利用者にアンケートを配布する。
- 南北区道（路上駐車場の抑制）
 - ・実験対象道路の路上に駐車しようとする車両がいたら声掛けし、チラシを配布するとともに実験の説明を行い、場所の移動をお願いする。
 - ・荷さばき車両には、「利用証」を配布し、荷さばきスペースの利用を促す。
 - ・荷さばき車両には、アンケートを配布する。

本部、監督員

- 【本部】 常時担当者を配置し、トラブル時に対応・指示を行う。
- 【監督員】 現場を定期的に巡回し、現場管理を行う。

③ 車両誘導の流れ



④ 池袋スクエア・池袋グロープ駐車場への対応について

- ・実証実験を実施する南北区道の沿道には、池袋スクエア（ラウンドワン等）と池袋グロープ（ユニクロ等）の時貸し駐車場と荷さばき用駐車場が立地するが、これらの駐車場を利用する車両については誘導員に声掛けしてもらい進入を可能とする。



図 南北区道の歩行者優先化により影響を受ける駐車場

⑤ 荷さばきスペースの利用ルール

- ・利用料金は無料。
- ・利用時間帯は12時～19時。
- ・1回の利用時間は30分以内とする。
- ・荷さばきスペースの利用の際は、誘導員に利用証を提示してもらおう。
- ・普段、南北区道に駐車して荷さばきをしている車両に限り、荷さばきスペースを利用してもらおう。
- ・荷さばき車両以外の一般車両は利用禁止。
- ・荷物の積み替えは禁止。
- ・アンケートへの回答に協力してもらおう。

- 無料による荷さばきスペースの提供について
- ・利用時間の制限や横持ち距離の増加はあるものの、駐車取り締まり等を気にせず安心して荷さばきができる環境を無料で提供することで、アンケートの回答や実験中の継続的な協力を期待する。
- 1回の利用時間について
- ・過年度の調査結果より、旧三越裏通り・東栄会本町通りに路上駐車して荷さばきを行う車両の駐車時間をみると、平均9～12分程度の短時間駐車となっている。
- ・荷さばきスペースの利用により横持ち距離が増加することから、1回の利用時間を30分と設定する。
- 荷さばきスペース利用の対象について
- ・荷さばきスペースは、南北区道に駐車している車両の受け皿であることから、普段それ以外の場所で駐車している荷さばき車両の利用は控えてもらおう。

⑥ 荷さばきスペース利用証について

- ・普段から実験対象道路に駐車している荷さばき車両であることを確認するため、利用証をドライバーに配布する。荷さばきスペースで誘導員に利用証を提示すれば利用可能とする。
- ・利用証は、実験対象道路で普段荷さばきしている車両に配布する（事前と実験中に配布）。
- ・利用証を持たずに荷さばきスペースにきたドライバーに対しては、普段実験対象道路に駐車する荷さばき車両であるかを確認し、利用証を配布する。
- ・他人への譲渡防止のため、利用証には会社名、車両ナンバーを記載する。また、荷さばきスペースの利用状況の追跡やアンケート分析の活用のため、利用証IDを記載する。（アンケートにも利用証と同じIDを振り、リンクするようにする）

<利用証の発行ルール> 以下の条件に**あてはまる場合は発行しない**。

- ◆実験対象道路で発行する場合
 - ・乗用車や荷物を運ばなそうな車両で、配達先と荷物を聞いて答えられない場合。
- ◆荷さばきスペースで発行する場合
 - ・乗用車や荷物を運ばなそうな車両で、配達先と荷物を聞いて答えられない場合。
 - ・地図を示して普段駐車している場所を聞いて、実験対象道路に駐車していることが確認できなかった場合。

※トラブルになりそうな場合は、上記条件にあてはまっても発行する。

表面



裏面



図 荷さばきスペース利用証（案）【実際のサイズはA5】

4. 実証実験結果の評価（案）

● 評価項目

- ・荷さばきへの影響、荷さばき施策の効果
- ・荷さばきスペースの利用状況
- ・南北区道への自動車の流入台数の変化

表 評価項目と調査方法一覧

評価項目	調査方法・内容	対象・場所	調査時期
荷さばきへの影響	路上駐車台数調査	南北区道とその周辺の道路	実験中・通常時
	配達先調査	南北区道 荷さばきスペース	実験中
	アンケート調査 (荷さばきドライバー)	南北区道 荷さばきスペース	実験中
	アンケート調査 (地元事業者)	南北区道沿道の店舗	実験後
荷さばきスペースの利用状況	利用台数調査	荷さばきスペース	実験中
自動車の流入台数	自動車交通量調査	南北区道の入口	実験中・通常時

5. 実証実験時に実施する調査（案）

(1) 調査の概要（案）

表 調査項目・調査場所・調査時期・調査日・時間帯

評価項目	調査方法	場所	調査日	調査時間帯
交通状況調査	路上駐車台数調査	南北区道とその周辺の道路	【実験中】 前半の週 1 日 後半の週 1 日 【通常時】 1 日	8 時～20 時
	自動車交通量調査	南北区道の入口	【実験中】 全日	8 時～20 時
	配達先調査	南北区道 荷さばきスペース	【実験中】 全日	12 時～19 時
	荷さばきスペース利用台数調査	荷さばきスペース	【実験中】 全日	12 時～19 時
アンケート調査	荷さばきドライバー (荷さばき施策について)	南北区道 荷さばきスペース	【実験中】 全日	12 時～19 時
	地元事業者(荷主) (荷さばき施策について)	南北区道沿道の店舗	【実験後】	—

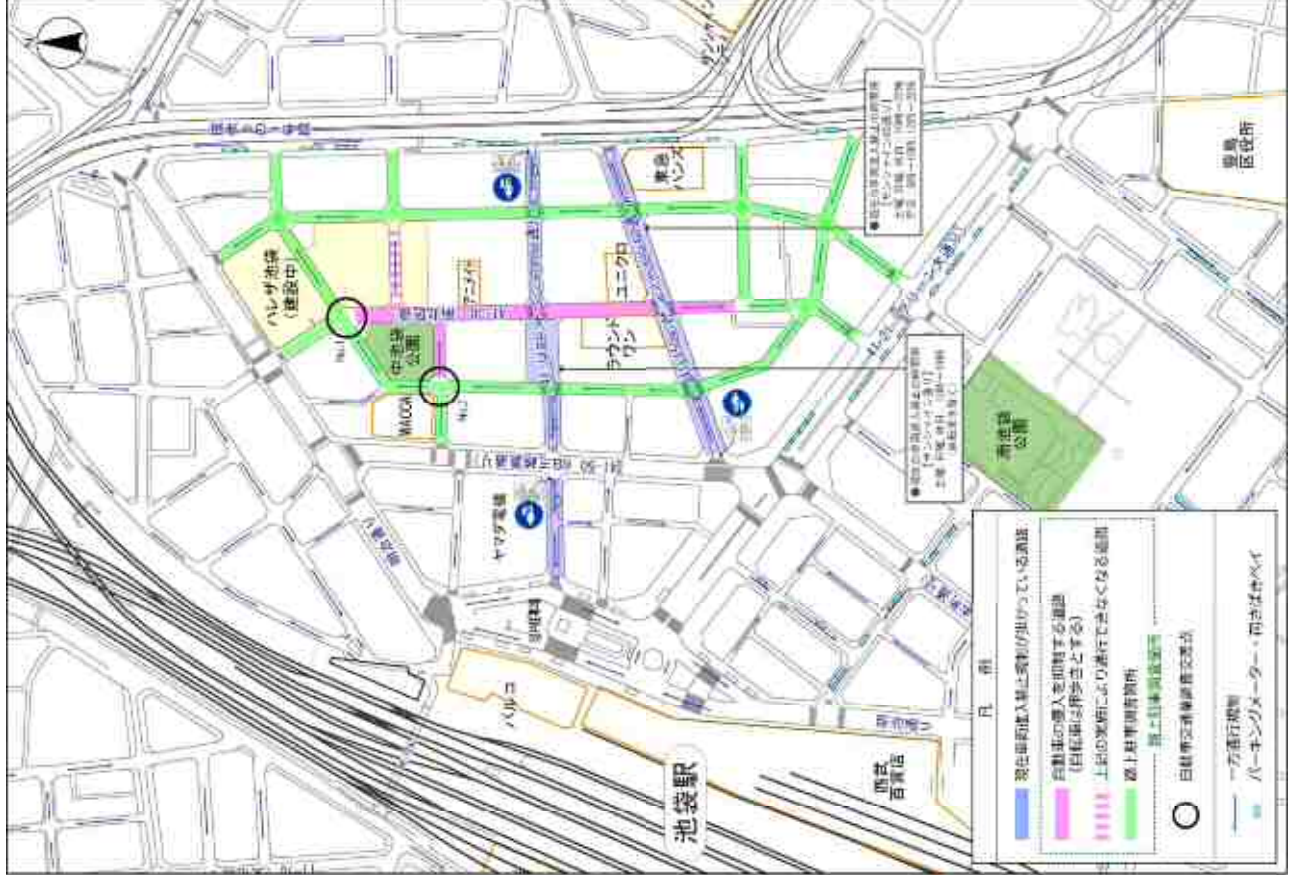


図 交通状況調査地点位置図（案）

(2) 交通状況調査の調査方法

① 自動車交通量調査の調査方法

- ・歩道上に調査員を配置し、通過した車両の台数を、流入路別・進行方向別・時間別・車種区別にマニュアルカウンターを用いて計測し15分及び1時間毎に記録する。
- ・南北区道は自動車の流入を抑制するが、それでも流入する車両がどのくらいいるのか、迂回する車両がどのくらいいるのか、歩行者優先化によりどの程度交通量が減少するかを把握する。
- ・車種区分は、「二輪車類」、「小型車類」、「大型車類」の3分類とする。

表 自動車交通量調査の種別区分

種別	内容
二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車
小型車類	乗用車、軽貨物車、小型貨物車 4、5ナンバ（黄と黒のプレート） 3、4、5、6、7ナンバ
大型車類	バス、普通貨物車 1、2、8、9、0ナンバ

*8ナンバ（特種用途自動車）は車両の形態により分類する。

② 路上駐車調査の調査方法

- ・実証実験対象道路を調査員が10分毎に巡回し、路上に駐車している車両のナンバプレート（4桁の番号）と車種を記録する。荷さばき車両については、荷物の種類、会社名（分かる限り）も記録する。車種区分は、以下の表のとおりとする。

表 荷さばきベ이의駐車台数調査の種別区分

種別	内容
小型乗用車	(ナンバプレートの自動車の種別による分類番号の頭番号) 5ナンバ（黄と黒のプレート） 3、8ナンバ（小型プレート） 2、3、5、7ナンバ
大型乗用車（バス）	2ナンバ
小型貨物車	自家用 (tp) [白・黄のプレート] 事業用 (tb) [緑・黒のプレート] 自家用 (Tp) [白のプレート] 事業用 (Tb) [緑のプレート]
中型貨物車	1ナンバ
大型貨物車	自家用 (Tp) [白のプレート] 事業用 (Tb) [緑のプレート] 1ナンバ 9、0ナンバ

*1ナンバは、車両の大きさ(全長)により分類する。

*8ナンバ（特種用途自動車）は、車両の形態、車両の大きさ（全長）により分類する。

③ 配達先調査の調査方法

- ・実証実験時に南北区道で路上荷さばきを行っている車両に対して、今後荷さばき施策への協力の働き掛けを行っていくため、配達先を追跡調査し荷主を特定する。また、運送会社名や荷物の種類等も把握する。
- ・調査は、調査員を南北区道と荷さばきスペースに配置し、駐車車両を発見したら駐車位置、時刻、車種、ナンバ、運送会社名等を記録する。
- ・配達のため配送員が移動を開始したら、配送員を追跡し配達先を把握する。また、荷物の種類、量、配送方法（台車利用等）を記録する。配達先は配達先の会社・店舗等が分からない場合は、建物名と何階へ行っただかを記録する。

図 配達先調査の調査員配置図



④ 荷さばきスペース利用台数調査の調査方法

- ・荷さばきスペースの誘導員が利用状況（入庫時間、出庫時間）と荷物の種類、会社名（利用証に記載あり、記載がない場合は分かる限り）を記録する。車種区分は、「小型貨物（家用）」、「小型貨物（事業用）」、「普通貨物（家用）」、「普通貨物（事業用）」の4分類とする。

(3) アンケート調査の内容

① アンケートの目的

- ・南北区道の歩行者優先化の実証実験で実施する荷さばき関連施策について、施策目的の理解の向上（地元や運送事業者との施策目的の共有）、施策による意識変化および行動の変更内容（どのような行動変化をしたか）、協力の可能性、今後の継続実施に向けた意見及び改善点の把握等を目的として、アンケート調査を実施する。

② アンケートの調査対象と分析の視点

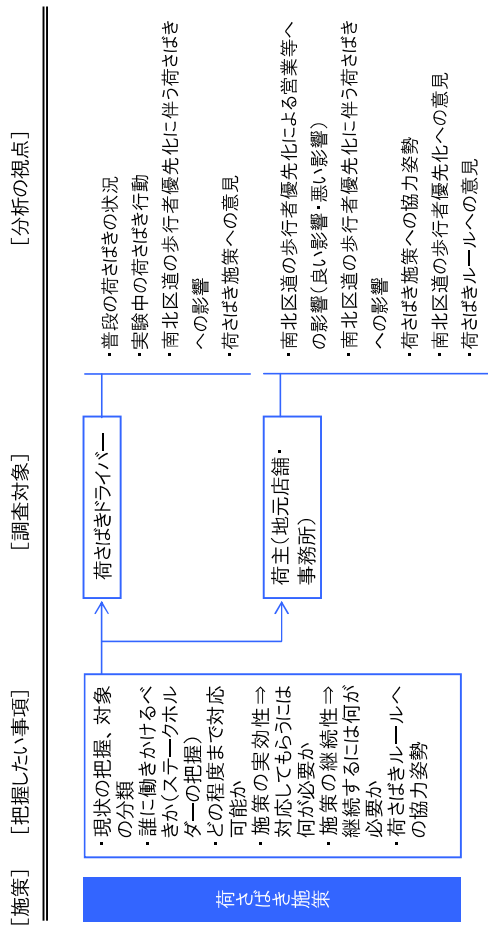


図 アンケートの組み立て

③ アンケートの配布方法・配布枚数

調査対象	調査方法	調査方法・配布枚数	時期	配布枚数等
荷さばき車両	直接配布 直接回収	実験中 4日	実験中 4日	配布枚数:100枚程度※1 回収票数:30票を想定※2
地元店舗	ポスティング配布 郵送回収	実験後	実験後	配布枚数:300枚程度※3 回収票数:90票を想定※3

※1：南北区道の貨物車の路上駐車台数【実証実験時：12～19時】（H29年度実証実験時の調査結果より）貨物車17台×4日＝68台
南北区道入口でのチラシ配布枚数【実証実験時：12～19時】（H29年度実証実験時の調査結果より）貨物車（4日計）＝83台
68台＋33台＝101台

※2：配布枚数×回収率30％＝100票×30％＝30票（回収率はH29年度実証実験の実績から想定）

※3：H30年度実証実験の配布・回収実績より、回収率30％と想定

④ 設問項目

調査対象	分析の視点	アンケートの設問項目	設問とその意図
荷さばきドライバー	ドライバーの属性	配達先（業種）、荷物の種類、車種 ※別途、追跡調査で把握⇒ナンバーでマッチング	
	普段の荷さばきの状況	普段の駐車場所 ・駐車場所の決定者⇒駐車場所の変更を働きかけられる相手の特定 ・機持可能距離⇒荷さばきスペースの実効性検証	
	実験中の荷さばき行動	・時間帯・駐車場所等の変更有無⇒時間の変更・駐車場所の変更等が対応可能かの検証 ・変更しなかった理由⇒原因の特定と対策の検討	
	自動車通行抑制による荷さばきへの影響	・荷さばきへの支障度合⇒施策の実効性、継続性の検討	
	荷さばき施策への意見	・必要と思う対策⇒施策の深度化、改善案の検討⇒施策の実効性、継続性の確保	
地元店舗・オフィス	事業者の属性	・業態、営業時間、店舗名	
	南北区道の歩行者優先化による営業等への影響	・営業への良い影響、悪い影響の有無⇒実態の把握、協力の可能性の検証	
	南北区道の歩行者優先化に伴う荷さばきへの影響	・荷さばき（入出荷）への影響⇒実態の把握、協力の可能性の検証	
	荷さばき施策への協力姿勢	・運送事業者への協力要請の有無⇒協力の可能性の検証 ・協力しなかった理由⇒原因の特定と対策の検討	
	南北区道の歩行者優先化への意見	・南北区道の現状の問題意識、歩行者優先化の取り組みへの賛否⇒協力の可能性の検証	
	荷さばきルールへの意見	・荷さばきルールへの賛否⇒荷さばきルールへの協力意向 ・必要ない場合の理由⇒原因の特定と対策の検討	

⑤ 調査票

【荷さばきドライバーの調査票】

- ・アンケートは、その場で回答してもらおうことから、調査票は受取り易さ及び回答の抵抗の軽減を考慮し、「調査目的」「質問項目」「回答欄」が一体となったアンケート票とし、サイズはA4サイズとする。
- ・調査票の配布場所、日時を特定できるように、予め調査票にカラーマーカ等を目印に記載するとともに、配達先調査と紐づけできるように車両のナンバーを記録しておく。
- ・アンケートの回収率を高めるため、回答者にはインセンティブを与えることとする。（QUO カードの配布等）

【地元店舗オフィスの調査票】

- ・調査票は、ポスティングでの配布となるため、封筒に「お願い文」「アンケート票」「返信用封筒」「荷さばきルールのお知らせ」を同封して配布する。
- ・お願い文の裏面に、荷さばきの現状や施策の説明を分かり易く記載する。
- ・アンケート票は、回答への抵抗や負担の軽減を考慮し、A4サイズ（両面）1枚程度とする。
- ・依頼文には、回答および返送方法、回答期限、個人情報取り扱いをわかりやすく記載する。
- ・アンケートの回収率を高めるため、回答者にはインセンティブを与えることとする。（QUO カードの配布等）

荷さばきドライバーの皆様へ、アンケート調査ご協力をお願い

平素より区政へのご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

今度、別途チラシに記載の「歩行者優先の道路にする実証実験」の実施に合わせて、自動車の通行ができない時の荷さばきへの影響について、アンケート調査を実施します。

お急ぎのところ大変恐縮ですが、調査へのご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

令和元年11月 豊島区

【ご記入にあたってのお願い】

- このアンケート用紙を受け取られた方が回答して下さい。
- 回答は、ウラ面の「アンケート調査票」の該当する番号に○印をつけるか、または必要な事項をご記入ください。

【ご回答頂いたアンケート用紙の提出先について】

- ご回答後、このアンケート用紙は、実証実験期間中に南北区道及び荷さばきスペースに配置されている誘導員（警備員）にお渡しください。
- ご回答頂いた方には、500円分のQUOカードを差し上げます。（お一人様1回に限りです）
QUOカードは、このアンケート用紙と引き換えに誘導員（警備員）から受け取ってください。
また、アンケート用紙の提出の際には、下記の記入欄に**会社名とお名前、車両のナンバープレート**を必ずご記入ください。ご記入がない場合は、QUOカードのお渡しができませんので、ご了承ください。
- 回答は全て統計処理をいたしますので、個人が特定されることはありません。
また、アンケート結果は、本調査の目的以外には使用いたしません。

【会社名とご自身のお名前等をご記入ください】

※本調査の目的以外には使用いたしません。本調査終了後ご返却させていただきます。

会社名：

お名前：

車両のナンバープレート：

(3桁の番号)

(4桁の番号)

調査主体：豊島区 都市整備部 都市計画課

調査機関：株式会社トニーコンサルティング

＜ウラ面へ続く＞

アンケート調査票

1. 普段の荷さばきについてお聞きします。

設問1-1. 普段の荷さばきで、南北区道及びその周辺でよく利用する駐車場所を教えてください。（1つに○）

- ① 路上駐車 ② パーキングメーター ③ 配達先の敷地内の駐車場・荷さばき駐車スペース
④ 配達先周辺の駐車場（コインパーキング等） ⑤ その他（ ）

設問1-2. 南北区道及びその周辺での荷さばきで、会社や荷主から駐車場所を指定されていますか。（1つに○）

- ① 会社 ② 荷主 ③ 特に指定されていない（ドライバーが決めている） ④ その他（ ）

設問1-3. 普段の荷さばきで、駐車場所から配達先まで遠いとどこで概ね何mですか。（1つに○）。

- ① 1～50m以内 ② 50～100m ③ 100～150m ④ 150～200m ⑤ 200m以上

2. 実証実験についてお聞きします。

設問2-1. 実験期間中、荷さばきはどのように行いますか。（あてはまるもの全てに○）

- ① 配達・集荷の順序や時間帯を変更した ② 車両の駐車場所を変更した
③ 実験の荷さばきスペースを利用した ④ 特に変更等はしなかった ⑤ その他（ ）

設問2-2. 設問2-1において、④と回答された方のみ、お答えください。
特に変更等はしなかった理由は何か。（あてはまるもの全てに○）

- ① 配達ルートが決まっており、時間を変更することはできないから
② 荷主に時間帯を指定されており、入荷・集荷の時間帯をずらすことはできないから
③ 荷物の重さなど、配達先の目の前でないといけないから
④ 時間の変更や運が距離が長くなるなどの負担を考えると、そこまで値力をしようとは思えなかったから
⑤ 今回の取り組みに関心がない又は実験の趣旨に賛同できなかったから
（実験の趣旨に賛同できなかった理由： ）
⑥ 普段から南北区道に路上駐車しているため、変更する必要がなかったから
⑦ その他（ ）

設問2-3. 南北区道が今後継続的に土日休日の12～19時で自動車の通行ができなくなった場合、どのように対応しますか。又はしようと思いませんか。（あてはまるもの全てに○）

- ① 配達・集荷の日を平日に変更する ② 配達・集荷の時間帯を変更する
③ 駐車場所を南北区道以外の路上に変更する ④ 駐車場所を周辺の駐車場（コインパーキング等）に変更する
⑤ 荷さばきスペースがあれば利用する ⑥ 特に対応しない（理由： ）
⑦ その他（ ）

設問2-4. 荷さばきを円滑に行なうために、どのような対策があると思いますか。（あてはまるもの全てに○）

- ① 路外に安心して荷さばきできるスペースを作ってほしい
② コインパーキング等に「荷さばき専用」のスペースを設けてほしい
③ 荷さばきできる場所の案内や空き状況等の情報提供を充実してほしい
④ 配達日や配達時間を運送事業者間で柔軟に設定できるように、荷主側でルールを作ってほしい
⑤ 台車で運搬しやすいよう歩道等の段差を解消してほしい
⑥ その他（ ）

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

商店主・事業所 代表者 様

歩行者優先化の実証実験に関する アンケート調査へのご協力をお願い

南下ますますご満席のこととお慶び申し上げます。また、平塚より区政へのご理解・ご協力
を賜う程にありがとうございます。

さて、東島区では平成23年9月に「池袋副都心交通戦略」を策定し、自動車に過度に依存
しない人と環境にやさしい都市を目標に、「人が主役」となるまちづくりを目標してまいります。
その一環として、令和元年11月9日（土）・10日（日）・16日（土）・17日（日）に、
南北区道（中池袋公園からサンシャイン60の通りの区間）において、自動車の通行を控えても
らい、歩行者が安心・快適に走行できる空間を創出する実証実験を行いました。

（実証実験の詳細、及び実験場所については、別紙実証実験の案内チラシをご参照ください）
つきましては、実証実験中の影響の把握や今後の計画立案の参考とすため、南北区道周辺
の商店主や事業所の皆様へ、実証実験に関するアンケート調査票を発送させていただきます。
お忙しいところ、お手数をおかけして大変恐縮ではございますが、以上の主旨をご理解いた
ただき、アンケート調査へのご協力を、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、ご回答頂いた方には、もれなく500円分のQUOカードを差し上げます。

調査結果は全て統計処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、ア
ンケート結果は本調査の目的以外には使用いたしませんので、日頃の ご高評・ご感想をもとに、
手帳にて回答頂きたいと思っております。

令和元年11月
東島区 都市計画課 都市計画課

<ご回答にあたってのお願い>

- ご返事は、ポータル又はお問い合わせなどで、調査票に同封ご記入ください。
- このアンケートは、店舗・事業所の代表者様（オーナー、店長様）にご回答頂きますよう
にお願いたします。
- 調査票の届後に、QUOカードの送付先（住所・氏名）をご記入ください。
- ご記入が終わった調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**12月11日（日）まで**に
お近くの郵便ポストへ投函してください。返信用封筒に切手を貼る必要はありません。

【問合せ先】

東島区 都市計画課 都市計画課（担当：江野澤、町場） TEL：03（4566）2635（直通）

【アンケート調査実施機関（東島区からの業務委託により実施）】

株式会社エー・エッチ・システムズ（担当：塩原） TEL：03（3374）3878（直通）

東島区は歩行者が安心・快適に走行できる空間づくりを進めています。

【南北区道の歩行者優先化について】

● 現在の南北区道は、休日には特に歩行者が
多く、車道に歩行者が溢れています。
また、車両通行規制がされていないため
自動車も通行し、車両と歩行者が混雑し
て危険な状況です。

● また、2020年（令和2年）夏は、旧東
島区役所の跡地に「Hareza 油壺」の開
業が予定されており、Hareza 油壺の開
業により池袋駅東口地区周辺を通行する
歩行者がさらに増加すると思込まれて
います。

● このため、東島区では「人が主役」と
なるまちづくりを目指し、南北区道を
歩行者優先の空間にしたいと考えてい
ます。
（例：新宿モア4番街、丸の内仲通り）

● そこで、南北区道において車両の通行
を控えてもらい、歩行者が安全・快適
に走行できる空間を創出する実証実験
を11/9（土）・10（日）・16（土）・
17（日）の4日間実施いたしました。

● なお、平成29年度に今回と同様の歩行
者優先の実証実験を行った結果、歩
行者交通量は10～30%増加しました。
また、実証実験実施中に来店者にアン
ケートをしたところ、約7割がこの取
り組みを今後も実施するべきとの回答
でした。

● 今回は実験という形で行いましたが、南北区道の歩行者優先化の取組みについて、皆様のご意見をお聞
かせください。



アンケート調査票

1. はじめに、以下の内容についてご回答をお願いします。

説明1-1: 事業形態をお選びください。 (1) コロ〇

- ① 飲食店 (レストラン、居酒屋、カフェ等) ② コンビニエンスストア ③ 小売店 (量販店、百貨店)
- ④ 小売店 (その他) ⑤ オフィス・事務所 ⑥ サービス店 ⑦ その他 ()

説明1-2: 店舗名と営業時間をお教えてください。

■ 店舗名 (任意): _____

■ 営業時間: 〃 ー 〃 (任意) 使用器具の期間: 〃 ー 〃

2. 実証実験全般についてお聞きします。

説明2-1: 実証実験中、通勤時と比較して赤り上げや顧客は増えましたか。 (1つに〇)

- ① 通勤時より赤り上げや顧客が増えた ② 通勤時と変わらない ③ 通勤時より赤り上げや顧客が減った
- ④ 実験中は定休日だった ⑤ オフィス・事務所のためのわからない ⑥ その他 ()

説明2-2: 実証実験中、閉店準備や営業等に影響はありましたか。 (1つに〇)

- ① 影響は特になかった ② 入出府の遅延が時々あったが、深刻な影響はなかった
- ③ 入出府の遅延があり、影響がでる時があった ④ 実験中は定休日だった
- ⑤ オフィス・事務所のためわからない ⑥ その他 ()

説明2-3: 荷物を運送する運送業者に対し、実証実験の案内や協力要請などはされましたか。 (あてはまるもの全てに〇)

- ① 特に案内や協力要請などはしていない ⇒ 説明2-4 (一書下) にお答えください
- ② 実証実験のチラシや付さばきルールのチラシを配布した
- ③ 実証実験及び荷さばきルールのチラシの内容を口頭等で案内した ⇒ 画面③の説明3にお答えください
- ④ 実証実験の対応となる連絡で電話やメールは変更するよう要請した
- ⑤ 入荷・出荷の曜日や時間を変更するよう要請した
- ⑥ その他 ()

▼ 説明2-3(1)においてご回答された方のみ、お答えください ▼

説明2-4: 実証実験の案内や協力要請を行わなかった理由は何ですか。 (あてはまるもの全てに〇)

- ① 既に配布は、店舗・事務所等の責任ではないから
- ② 入荷・出荷の曜日や時間の変更は想定しており、曜日や時間等ですらすることはできないから
- ③ 運送業者とのダイヤタイムと話す機会がなかったから
- ④ 実証実験は、店舗・事務所等に時間的な余裕はないことだと思ったから
- ⑤ 実験の趣旨に賛同できなかったから (その理由: _____)
- ⑥ 連絡のことも最初からなかったから
- ⑦ 店舗・事務所が休みだったから
- ⑧ 土・日に入出荷や輸品がないから
- ⑨ その他 ()

<ケラ面二様>

3. 南北区道における歩行者を優先した空間づくりについてお聞きします。

別紙の「ご案内文」の質問や「荷さばきルールのチラシ」をお読みになってから、お答えください。

説明3-1: 南北区道の現状や歩行者の通行が特に多い休日の午後に南北区道を歩行者優先の空間にすることについて、あなたはどのように思いますか。①～⑥のあてはまる箇所を〇をつけてください。

回答方法 あてはまる箇所を〇を一つ、付けてください	①	②	③	④	⑤	⑥
* * * 回答例 * * *		○				
① 土日祝日は非歩行者が優先されており、危険である						
② 道路が狭く、歩行スペースが十分ではない						
③ 自歩車や歩行者が通行しにくい場面や、事故に巻き取りそうな場面を見たことがある						
④ 店舗の前や出入口に車や自転車などが停泊されることが多い						
⑤ 多くの歩行者が通行し、乗客者も多いが、歩行者優先になる必要はない						
⑥ 南北区道の現状を改善する必要があると思う						
⑦ 自歩車の通行を規制し、歩行者優先の空間にする取り組みを講じるべきだと思う						
⑧ 南北区道を歩行者優先の空間にするのに合わせ、荷さばきルールが作れると思う						

▼ 説明3-1の順に「あてはまるなら」「あまりあてはまるなら」と回答された方のみ、お答えください ▼

説明3-2: 荷さばきルールは必要ないと思う理由は何ですか。 (あてはまるもの全てに〇)

- ① 南北区道が歩行者優先の空間であれば、運送業者は、自歩車等の使用や(車庫等の変更等) すると行うから
- ② 南北区道が歩行者優先の空間になれば、店舗・事務所等が対応するから
- ③ 荷さばきルールは、店舗・事務所の責任ではないから
- ④ 入荷・出荷の曜日や時間等を運送業者に指定しており、曜日や時間等ですらすることはできないから
- ⑤ 店舗・事務所が土・日は休み、または土・日に入出荷や輸品がないため、関係がないから
- ⑥ その他 ()

説明3-3: 南北区道を歩行者優先の空間とする取り組みについて、ご意見等がありましたら回答をお願いします。

【GUのカードの送付先 (住所・氏名) をご記入ください】 (住所・氏名は必ず印字用紙に印刷されたものとします)

郵便番号: 〒 _____ 住 所: _____

お名前: _____

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

6. 実証実験の実施体制

(1) 実施本部の設置と現場の実施体制

- ・豊島区都市整備部都市計画課再開発担当課長を総指揮者とする「池袋副都心交通戦略実証実験実施本部」を豊島区役所内に設置する。
- ・実証実験の実施体制は以下のとおりとし、交通管理者（警視庁交通規制課、池袋警察署）及び道路管理者、東京都及び豊島区関係各課等と連携を取りながら安全かつ円滑な実験の実施に努める。

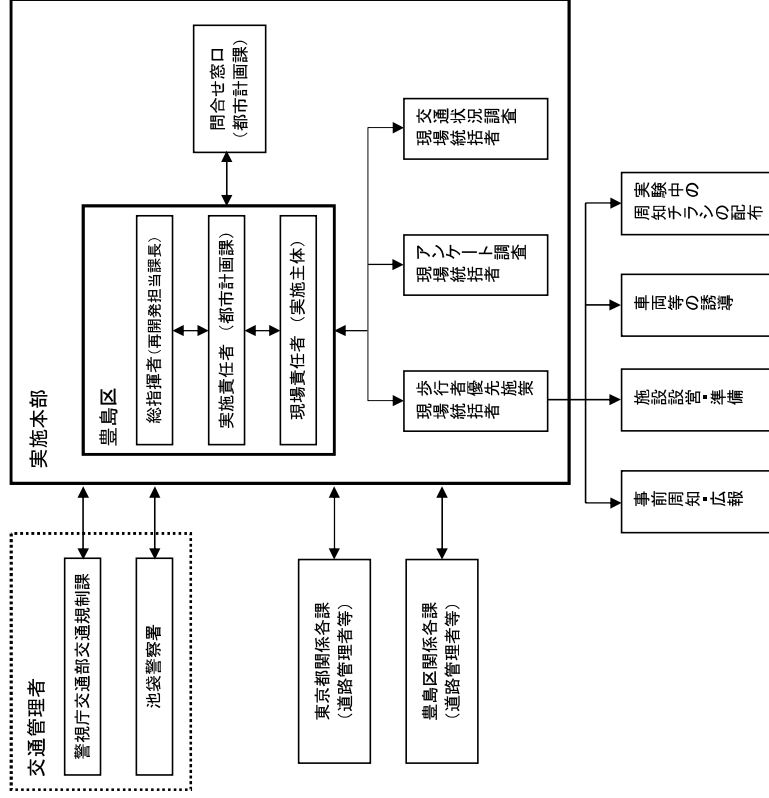


図 実証実験の実施体制（案）

【実施体制における各員の役割】

- 総指揮者・・・実証実験全体を指揮する。
- 実施責任者・・・総指揮者のもと、実証実験の実施の運営にあたり、関係者への連絡、当該委託者の管理等を行う。
- 現場責任者・・・委託を受け、実証実験を計画・実施し、関係者への連絡、業務全体の管理等を行う。
- 現場統括者・・・現場責任者のもと、計画に従い現場での作業を統括・指揮し、関係者への連絡、現場の管理等を行う。
- 現場監督者・・・現場統括者のもと、計画に従い現場での作業を監督し、現場で作業員及び調査員の作業を指揮する。
- 作業員・・・現場監督の指揮のもと、現場で施設の設定や撤去、交通誘導等の作業を行う。
- 調査員・・・現場監督の指揮のもと、現場で交通量や駐車台数等の観測調査を行う。

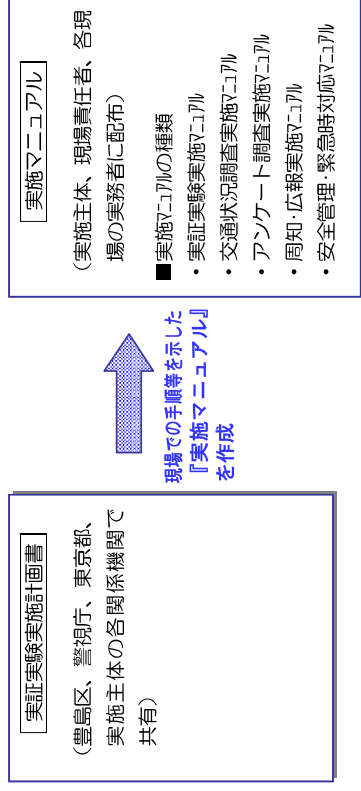
(2) 実施マニュアルによる作業手順の確認・安全対策など

【実施マニュアルによる作業手順の確認】

- ・実証実験時で実施する施策ごとに、現場での作業手順等を示した「実施マニュアル」を作成し、現場の各担当者に事前に配布・説明するとともに、その内容を十分理解してもらう。

【安全対策】

- ・実証実験の円滑な運営や交通混雑の緩和等を図るため、交通誘導員を配置する。
- ・交通誘導員に対しては、現地踏査や事前講習等を通じて事前教育を徹底し、安全で円滑な実験実施に努める。
- ・実証実験の実施地域及びその周辺での交通事故、火災等の緊急時の対応を想定し、万が一の事態に備える。また、実験の中止又は中断の判断基準を定める。



VII. スケジュール

	2019年					2020年											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
ハレザ池袋			工事	工事	工事	新ホール他プレオープン	オフィス棟工事										東京オリンピック・パラリンピック グランドオープン
南北区道整備	設計	工事	竣工														
南北区道歩行者優先化 (車両通行規制)		関係機関協議															
荷さばきルールの策定		案の検討															
池袋スクエア・グループ 立地法手続き	条件 整理	事業者・東京都協議															
交通戦略(更新版)の策定	KPI設定方針 の検討	KPIの設定															
交通検討部会																	

グランドオープンと合わせて
南北区道の歩行者優先化を
実施することを目標とする

交通規制実施

実証実験

周知

修正等

再生委員会にて承認策定

実証実験結果の報告
南北区道の車両通行規制の承認
交通戦略(更新版)の確認

実証実験内容の確認
KPI設定の経過報告

KPIの設定について
南北区道の車両通行規制に伴
う荷さばき対策の方針の確認



図 「ハレザ池袋」建物配置図



図 「ハレザ池袋」と南北区道のイメージ